

北海道告示第 10074 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 5 月 24 日までに北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 1 月 24 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームックニコット南幌店・ツルハドラッグ南幌店

空知郡南幌町中央 2 丁目 182-48 の内、-49 の内

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMニコット株式会社 代表取締役 上田 常世

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

株式会社ホームックニコット 代表取締役 氏家 智

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号

(変更後)

DCMニコット株式会社 代表取締役 上田 常世

札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号

J A三井リース建物株式会社 代表取締役 工藤 真樹

東京都中央区銀座 8 丁目 13 番 1 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 小売業者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 |
|---------------|---------------|------------------------------|
| 株式会社ホームックニコット | 代表取締役 氏家 智 | 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号 |
| 株式会社ツルハ | 代表取締役 鶴羽 順 | 札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号 |

(変更後)

| 小売業者の氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 住 所 | |
|-------------|----------------|------------------------------|---|
| DCMニコット株式会社 | 代表取締役 上田 常世 | 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1 番 40 号 | ① |
| 株式会社ツルハ | 代表取締役 八幡 政浩 | 札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号 | ② |

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 令和 3 年 3 月 1 日、令和 3 年 5 月 10 日

上記(3)イ① 令和 3 年 3 月 1 日、令和 3 年 5 月 10 日

上記(3)イ② 令和 3 年 8 月 3 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 社名変更及び代表者変更のため

上記(3)イ① 社名変更及び代表者変更のため

上記(3)イ② 代表者変更のため

2 届出年月日

令和5年1月17日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道空知総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和5年1月24日(火)から令和5年5月24日(水)まで(日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで